

# 犬や猫などの動物と人がともに暮らせる社会をめざして

9月20日～26日は動物愛護週間です



## 地域での猫の問題 解決に向けて

**猫の問題だよ。**  
最近、猫が車にはねられるケースやフン、尿による苦情が多くなっています。一般に猫の飼育方法は犬と違って人間が完全に管理する方法ではありません。次の理由から、猫の問題解決については苦慮しているところです。

- ・ 飼い主が特定できない。(エサをもらっているところと

動物の愛護と飼育をもつ一度確認し、ルールやマナーを守り適切な飼育をお願いします。

自分では気にならなくてもほかのかたには迷惑に感じていることがあるかもしれせん。

環境防災課 ☎84-0314

寝ているところが異なっていることがある。

- ・ 繁殖期に自由に繁殖する。
- ・ しつけが困難。
- ・ 飼い猫と野良猫の区別がつかない。

**猫を飼うかた・猫を飼っているかたへお願い**

**屋内で飼育しましょう**  
猫はエサを十分得られれば特に広い生活空間は必要とし

飼ったら最期まで飼育しましょう

やむを得ず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を見つけるようしてください。また、離乳前の子猫を他人に譲らないでください。

**野良猫にエサを与えているかたへお願い**

飼い主のいない猫にエサを与えることは決して間違ったことではなく、むしろ、その優しい気持ちはたいせつにしたいものです。

しかし、1匹では問題にならないかもしれませんが、数が増えてしまうとどうでしょう。地域の中には猫が苦手なかたや動物アレルギーのかたなど、猫に困っているかたがいるのも事実です。エサを与えることでトラブルを招く恐れがあります。

**首輪と飼い主の明示(名札)をつけましょう**

飼い主の責任を明らかにし、迷い猫や交通事故の場合の速やかな連絡に役立ちます。

**エサは決まった時間に、決まった場所で与えましょう**

飼い猫の食べ残したエサに野良猫が集まる原因になります。

猫にとっても食事がありつけるだけで、暑さ寒さ、交通事故、感染症の危険から逃れることはありません。

また、これらの猫が生んだ子猫が、行政に引き取られ処分される現実もあります。不幸な猫を少しでも減らすために、あなたにできることをも

う一度見つめなおしてみてくださいませんか？

**エサを与えることによって考えられる周辺環境への影響**

決まった場所でエサを与えることで、今まで散らばって生活していた猫が集まってきます。

猫は、十分な量の食べ物が一か所に集中しているとその周りにコロニーと呼ばれる「たまり場」を形成します。猫が集まることによってフンなどによるトラブルが起きてしまいます。

**飼い主のいない猫にエサを与えるのなら・・・**

**家族の一員として、室内で飼育する**

家族の一員として家庭に迎えてあげるのが最善策かもしれません。家の中は事故や感染症の危険も少なく猫にとって安全です。

**飼ってもらえる人を探す**

家庭で飼えない場合は、飼ってくれるかたを探してみてください。

## 犬の問題だよ。



## 地域での犬の問題 解決に向けて

犬の苦情で特に多いのが、鳴き声、フン・尿の問題、放し飼いです。

これらのほとんどは、飼い主がちよつと心がけて、根気よく犬をしつければ解決するものばかりです。愛する犬が嫌われないためにも、ルールを守ってください。

また、犬は狂犬病予防法により義務付けられていることがありますので守りましょう。

**不妊去勢手術を行い、今以上増えないようにする**

不妊去勢手術をすることで頭数は増えなくなり、発情期の不快な鳴き声もなくなります。

**犬の登録・狂犬病予防注射をしてください**

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法で、生涯1回の登録と毎年1回狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。登録は、環境防災課で受け付けています。登録手数料3000円、注射済証交付手数料550円です。

(注射には別途費用がかかります。)

なお、登録の際交付される鑑札と注射済証は犬につけておく義務がありますので、必ずつけてください。(犬が逃げてしまったとき、鑑札・注射済証がついていれば、すぐに飼い主がわかります。)

**狂犬病予防注射について**

狂犬病は文字通り犬だけの病気と思われがちですが、人間を含むすべての哺乳類に感染します。狂犬病にかかっている動物にかまれると発病します。発病したら100%死亡するという恐ろしい病気です。

ただし、予防注射を受ければ、予防できる病気です。周



鑑札(左側)と注射済証(右側)

りの迷惑にならないためだけでなく、たいせつな愛犬のためにも必ず毎年受けてください。

**変更の届け出が必要で**

次の場合は30日以内に必ず環境防災課に届け出をしてください

- ・ 飼い犬が死亡したとき(鑑札、注射済証をお持ちください)
- ・ 飼い犬の所在地が変わったとき
- ・ 飼い主の住所や氏名が変わったとき
- ・ 飼い主が変わったとき

**守ってください! 飼い主として最低限のルール**

・ 放し飼いは危険ですので、絶対にやめてください。

**迷い犬や猫を保護したら・・・**

飼い犬や猫がいなくなった、保護したりしたときは、次の問い合わせ先に連絡してください。

● 町環境防災課 ☎84-0314

● 足柄上保健福祉事務所

生活衛生課 ☎835111  
☎0463-583411  
(平塚市土屋401)

地域での犬や猫の問題は、飼い主の心がけひとつで解決できることがほとんどです。

ルールを守って飼いましょ。